

福井県立看護専門学校自己評価委員会規程

（設置）

第1条 福井県立看護専門学校学則第21条、同細則第20条の規定に基づき、福井県立看護専門学校（以下「学校」という）の業務全般について自己評価し、学習および教育の一層のレベルアップを継続的かつ体系的に行うため、ならびに、合理的かつ効果的な学校の管理運営に資するため、福井県立看護専門学校自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 委員会の構成は、次に掲げるものとする。（10人以内）

- （1） 学校の設置者（地域医療課参事（本校への兼務辞令が発令されていない者に限る））
- （2） 学校長が選出する外部人材
- （3） 学校長
- （4） 副校長
- （5） 管理室長
- （6） 教務主任
- （7） 実習グループおよび学科グループのグループリーダー
- （8） その他、学校長が必要と認めた者

（所掌事務）

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 自己評価の具体的な方法に関すること
- （2） 評価結果のとりまとめ
 - ア 評価結果の分析
 - イ 学校の管理運営全般に関する改善策の検討
 - ウ 評価方法の見直し
- （3） 外部人材は、評価の結果を踏まえ、学校の管理運営に関して審議し、意見を述べる。

（役員）

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は学校長、副委員長は副校長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り委員長が定める。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。